

五島市めぐりあい交流促進事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

五島市の出生数や婚姻数の増加を図るため、結婚したいと思っている独身男女に出会いの場を提供し、交流を図り成婚につなげることを目的とする。

2 委託業務

(1) 業務名

五島市めぐりあい交流促進事業業務委託

(2) 事業内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)

(4) 契約の相手方の選定方法

- ①公募プロポーザル方式により選定する。
- ②提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査するための審査会を開催する。ただし、提案者が1者の場合は、企画提案書を書面により審査する。
- ③審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき審査を行い、契約の相手方となる候補者を選定する。

(5) 委託金額

4,948,000円上限(消費税及び地方消費税を含む)

3 応募に関する事項

(1) 本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- ①法人格を有していること。
- ②イベントの告知に関して、幅広い媒体を活用して発信できる手法を備えていること。
- ③地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- ④暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していない、あるいは役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していないこと。

4 企画提案書について

(1) 提出書類

- ①参加申込書(様式1)
- ②企画提案書(様式2)
- ③企画提案者に関する調書(様式3)
- ④業務実施体制調書(様式4)
- ⑤企画提案書類(任意様式)

※下記については、提案に必ず入れてください。

ア 婚活イベントに関すること

イ スキルアップセミナーに関すること

⑥見積書(任意様式)

※業務内容、経費等が詳細に分かるような見積書とする。

(2)企画提案書提出期限

令和6年4月19日(金) 17:00必着

(郵送とメールにより提出してください。)

※FAXでの提出は受け付けない。

(3)企画提案書提出場所

〒853-0064

五島市三尾野一丁目7番1号

五島市 福祉保健部 こども未来課 子育て支援班

電話:0959-74-5831

(4)書類等の取扱い

①提出された企画提案書等は返却しない。

②提出された書類は、五島市情報公開条例(平成16年8月1日条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、第三者に開示する場合がある。

③企画提案については一つの提案とする。

④提出後の差し替えは受け付けない。

5 質疑と回答

(1)質疑は、令和6年4月12日(金)17:00までに質問書(任意様式)により受け付ける。受付方法は、持参するか郵送、FAX、電子メールとする。

(2)回答は、必要に応じて、五島市HPへ掲載する。

ただし、質疑内容によっては、回答を控える場合がある。

6 審査に係る事項

(1)審査方法

①企画提案書及びプレゼンテーションを基にあらかじめ設定した審査基準に沿って、審査員が評価・採点を行い、総評価点が最高点の者を委託候補者とする。

②最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

③提案者が1者のみの場合は、各審査員の評価点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合に、当該応募者を委託候補者とする。60%未満の場合には再度、公募を実施する。

(2)審査基準

■ 事業者の適格性

①業務を遂行する能力があるか。また、そのための体制が整っているか。

②総括責任者の資格・実績、類似業務の実績。

③業務を遂行するためのフォロー体制が期待できるか。

■ 企画提案書の内容

- ④ 事業趣旨に沿った提案であるか。
- ⑤ 独身男女が参加したくなるような婚活イベントとなっており、イベントへの参加が多く見込まれるような内容になっているか。
- ⑥ 事業のスキームが整っているか。
- ⑦ イベントの告知方法は明確になっているか。
- ⑧ スキルアップセミナーは参加者のスキル向上に資する内容になっているか。
- ⑨ その他魅力的な内容の提案があるか。

■ 見積もり

- ⑩ 見積もり金額とその妥当性

(3) 審査会の日時

令和6年4月26日(金) 五島市役所にて実施予定 ※別途通知

7 審査結果

審査結果は、審査会終了後に、全ての参加者に通知文書を発送する。

なお、審査結果について五島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は開示の対象となる。

8 契約の締結

- (1) 審査会を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、業務契約を締結する。
- (2) 審査会後に書類等の虚偽、又は不正等が発覚した場合は失格とする。
- (3) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続きを行う場合がある。

9 その他

- (1) 企画提案書の提出後、都合により辞退する場合は、速やかに書面により辞退届(様式自由)を提出すること。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ① 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

10 問い合わせ先

五島市 福祉保健部 こども未来課 子育て支援班

TEL:0959-74-5831 FAX:0959-74-5832

メール:kodomo@city.goto.lg.jp

五島市めぐりあい交流促進事業業務委託
 公募プロポーザル 実施フロー

HP掲載予定	公募受付開始 (五島市HPからダウンロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領 ・仕様書 ・各種様式
公募開始 ～ 4月12日(金)	質疑受付・回答	<ul style="list-style-type: none"> ・質問書(任意様式) ※速やかに回答します。
公募開始 ～ 4月19日(金)	企画提案書受付 公募プロポーザル参加申込 受付〆切	<ul style="list-style-type: none"> ・参加申込書(様式1) ・企画提案書(様式2) ・企画提案者に関する調書(様式3) ・業務実施体制調書(様式4) ・企画提案書類(任意様式) ・見積書(任意様式)
4月26日(金) 予定	企画提案書審査 (プレゼンテーション)	<ul style="list-style-type: none"> ・五島市にて審査会 ※五島市役所で実施予定
4月30日(火) 以降	審査結果通知	<ul style="list-style-type: none"> ・審査結果通知書
4月30日(火) 以降	契約締結	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書の作成